

# 秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る第三者委員会 資 料

平成21年3月10日（火曜日）

	頁
1 委員会設置関係要領	
（1）秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る第三者委員会開催要領 -----	1
（2）秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る第三者委員会設置要領 -----	2
（3）秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る事業管理委員会設置要領 --	5
（4）強い農業づくり交付金の評価等について -----	8
2 平成18年度から20年度までの実施事業について	
強い農業づくり交付金のうち	
（1）産地競争力の強化対策について	
制度概要 -----	9
実施状況と目標達成状況等 -----	14
（2）経営力の強化対策について	
経営構造対策について	
ア 制度概要 -----	17
イ 実施状況と目標達成状況等 -----	18
アグリ・チャレンジャー支援事業について	
ア 制度概要 -----	19
イ 実施状況と目標達成状況等 -----	20
水田農業経営構造確立緊急対策事業について	
ア 制度概要 -----	21
イ 実施状況と目標達成状況等 -----	22
3 平成21年度実施予定地区について	
（1）強い農業づくり交付金	
事業実施に関する基本的方針及び配分方針 -----	24
計画概要 -----	35
4 参考資料	

平成20年度「秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る第三者委員会」  
開催要領

1 日時 平成21年3月10日（火曜日） 午後1時30分～3時30分

2 場所 県庁舎議会棟 特別会議室（秋田市山王4丁目1-1）

3 委員

氏名	備考
堀井 照重	公認会計士
佐藤 了	学識経験者（県立大学生物資源科学部教授）
吉澤 結子	学識経験者（県立大学生物資源科学部教授）
高橋 良治	経済団体等（（株）丸果秋田県青果 代表取締役社長）
田口 成子	消費者団体等（一般公募）

・委員の任期は2年（H19年4月1日～H21年3月31日まで）

4 内容

秋田県農林水産部関係補助事業（強い農業づくり交付金事業等）の実施手続き及び実施状況（下記の事項）について意見を聴く

- （1） 事業計画と執行状況について
- （2） 事業地区別の各年度における成果についての評価
- （3） その他、事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

上記諮問事項の詳細は、別紙設置要領第4に記載のとおり。

秋田県農政部農業関係補助事業に係る事業管理委員会は、持ち回り開催とする予定。

5 事務局 農山村振興課

（関係課 農林政策課、農山村振興課、水田総合利用課、農畜産振興課）

6 参考要領（別紙）

- （1）秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る第三者委員会設置要領
- （2）秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る事業管理委員会設置要領

## 秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る第三者委員会設置要領

### 第1 趣旨

別紙に掲げる秋田県農林水産部農業関係補助事業（経営構造対策事業、強い農業づくり交付金事業等〔以下「事業」という。〕）の効率的かつ適正な執行を確保するため、事業の実施手続き及び実施状況について第三者委員会の意見を聴くとともに、これを公開する等所要の措置を講ずるものとする。

### 第2 第三者委員会等の設置

- 1 事業の効率的かつ適正な執行を確保するため、農林水産部内に関係課長をもって構成する事業管理委員会を設置するものとする。
- 2 事業管理委員会に、事業の実施手続き及び実施状況について意見を聴くため、第三者委員会（専門的知見を有する者であって、県又は関係するその他の団体に属する者以外から構成される委員会をいう。）を設置するものとする。

### 第3 第三者委員会等の開催及び公開

- 1 事業管理委員会は、毎年度末に事業に係る第4に掲げる事項を取りまとめるものとする。
- 2 事業管理委員会は、1のとりまとめの結果を第三者委員会に諮り、その意見を聴くものとする。
- 3 事業管理委員会は、2により第三者委員会に諮って了承を得られた事項を第三者委員会の意見を踏まえて、農林水産部長に報告するとともに、その内容を公表する。

### 第4 第三者委員会に諮るべき事項

事業管理委員会が第三者委員会に諮るべき事項は、次のとおりとする。

- 1 別紙の1及び2の(1)について
  - (1) 事業計画と執行状況について
  - (2) 事業地区別の各年度における成果についての評価
  - (3) 別紙の2の(1)の事業において、整備事業のうち経営構造対策については、次の各号に掲げる事項に関する評価
    - ア 成果目標に対する達成状況及びこれまでの取組状況(改善計画の策定等の改善措置を含む)
    - イ 成果目標の未達成要因の把握・分析
    - ウ 成果目標の達成に向けた今後の対応方策
    - エ 事業実施主体（農業者等の組織する団体に限る。）の収支状況（事業実施主体（農業者等の組織する団体）の収支率について、50%未満が3カ年継続した場合）
    - オ その他必要な事項
  - (4) その他、事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項
- 2 別紙の2の(2)及び(3)について
  - (1) 目標及び指標の達成状況について（改善計画の策定等の改善措置を含む）

- ( 2 ) 目標及び指標の未達成要因の把握・分析
- ( 3 ) 目標及び指標の達成に向けた今後の対応方策

#### 第5 第三者委員会の組織

- 1 第三者委員会は、委員5人の構成をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから選任する。
  - ( 1 ) 公認会計士 1人
  - ( 2 ) 学識経験者 2人
  - ( 3 ) 経済団体等 1人
  - ( 4 ) 消費者団体等 1人
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に事故ある時は、その委員を補欠することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

#### 第6 委員長及び副委員長

- 1 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第7 委員会の招集及び議長

- 1 委員会は、秋田県農林水産部長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### 第8 事務局

委員会の事務局は、農林水産部農山村振興課内に置く。

#### 第9 委任規定

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

- この要領は、平成13年1月14日から施行する。
- この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年3月1日から施行する。
- この要領は、平成18年2月1日から施行する。
- この要領は、平成21年2月13日から施行する。

(別紙)

秋田県農林水産部農業関係補助事業について

- 1 農林水産省経営局所管の補助事業 (平成16年度までの事業)
  - (1) 経営構造対策事業
  - (2) アグリ・チャレンジャー支援事業
  - (3) 水田農業経営構造確立緊急対策事業
  
- 2 農林水産省所管の交付金事業 (平成17年度からの事業)
  - (1) 強い農業づくり交付金事業
  - (2) 元気な地域づくり交付金
  - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

# 秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る事業管理委員会設置要領

## 第1 趣旨

別紙に掲げる秋田県農林水産部農業関係補助事業（経営構造対策事業、強い農業づくり交付金事業等〔以下「事業」という。〕）の効率的かつ適正な執行を確保するため、事業の実施手続き及び実施状況について調査し、秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に諮問する等所要の措置を講ずるものとする。

## 第2 所掌事項

事業管理委員会は第三者委員会に諮問する次に掲げる事項を調査、検討する。

### 1 別紙の1及び2の(1)について

(1) 事業計画と執行状況について

(2) 事業地区別の各年度における成果についての評価

(3) 別紙の2の(1)の事業において、整備事業のうち経営構造対策については、次の各号に掲げる事項に関する評価

ア 成果目標に対する達成状況及びこれまでの取組状況(改善計画の策定等の改善措置を含む)

イ 成果目標の未達成要因の把握・分析

ウ 成果目標の達成に向けた今後の対応方策

エ 事業実施主体（農業者等の組織する団体に限る。）の収支状況（事業実施主体（農業者等の組織する団体）の収支率について、50%未満が3カ年継続した場合）

オ その他必要な事項

(4) その他、事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

### 2 別紙の2の(2)及び(3)について

(1) 目標及び指標達成状況について（改善計画の策定等の改善措置を含む）

(2) 目標及び指標の未達成要因の把握・分析

(3) 目標及び指標の達成に向けた今後の対応方策

## 第3 組織

1 事業管理委員会の委員は、農林政策課長、農山村振興課長、水田総合利用課長、農畜産振興課長とする。

2 事業管理委員会の委員長は、農山村振興課長とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

## 第4 会議

1 委員会は、農山村振興課長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

## 第5 事務局

- 1 委員会の事務局は農山村振興課調整・地域活性化班に置く。
- 2 事務局長は、調整・地域活性化班長とする。
- 3 事務局員は、関係する事業担当者及び班長とする。

## 第6 委任規定

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要領は、平成13年1月14日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年3月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

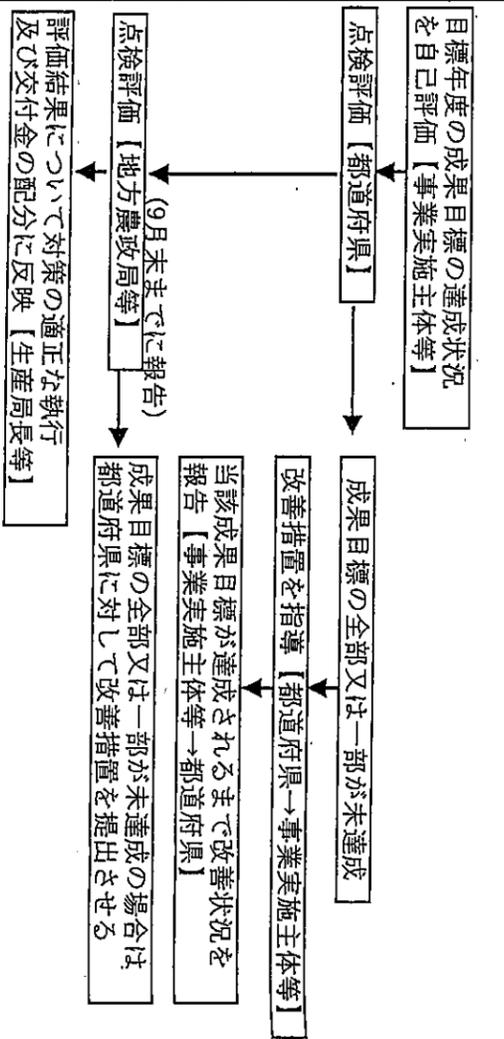
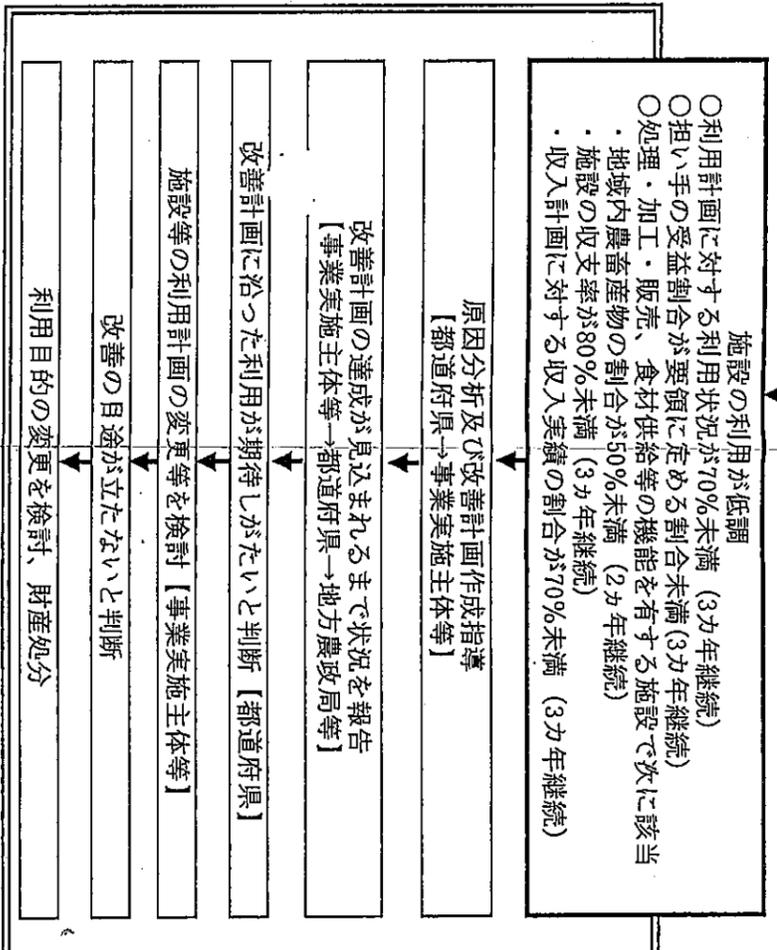
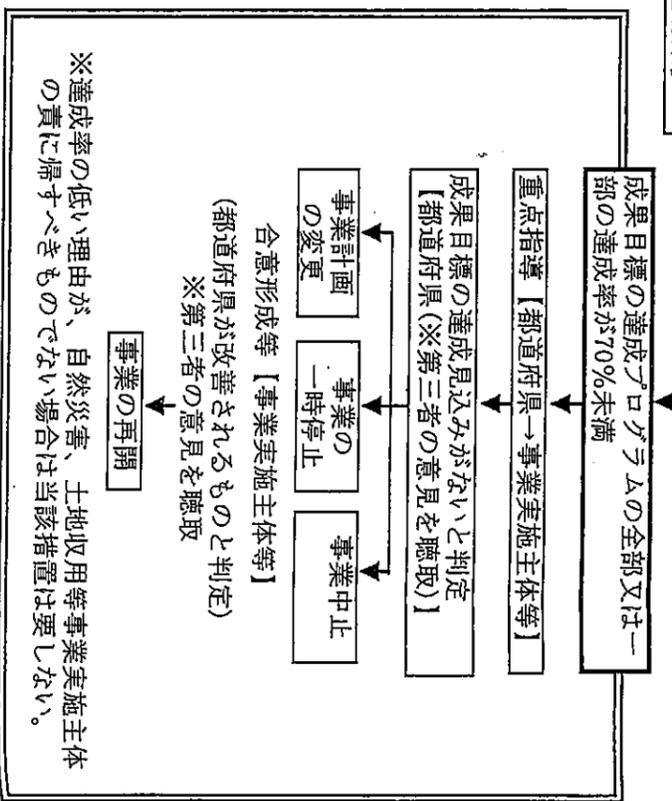
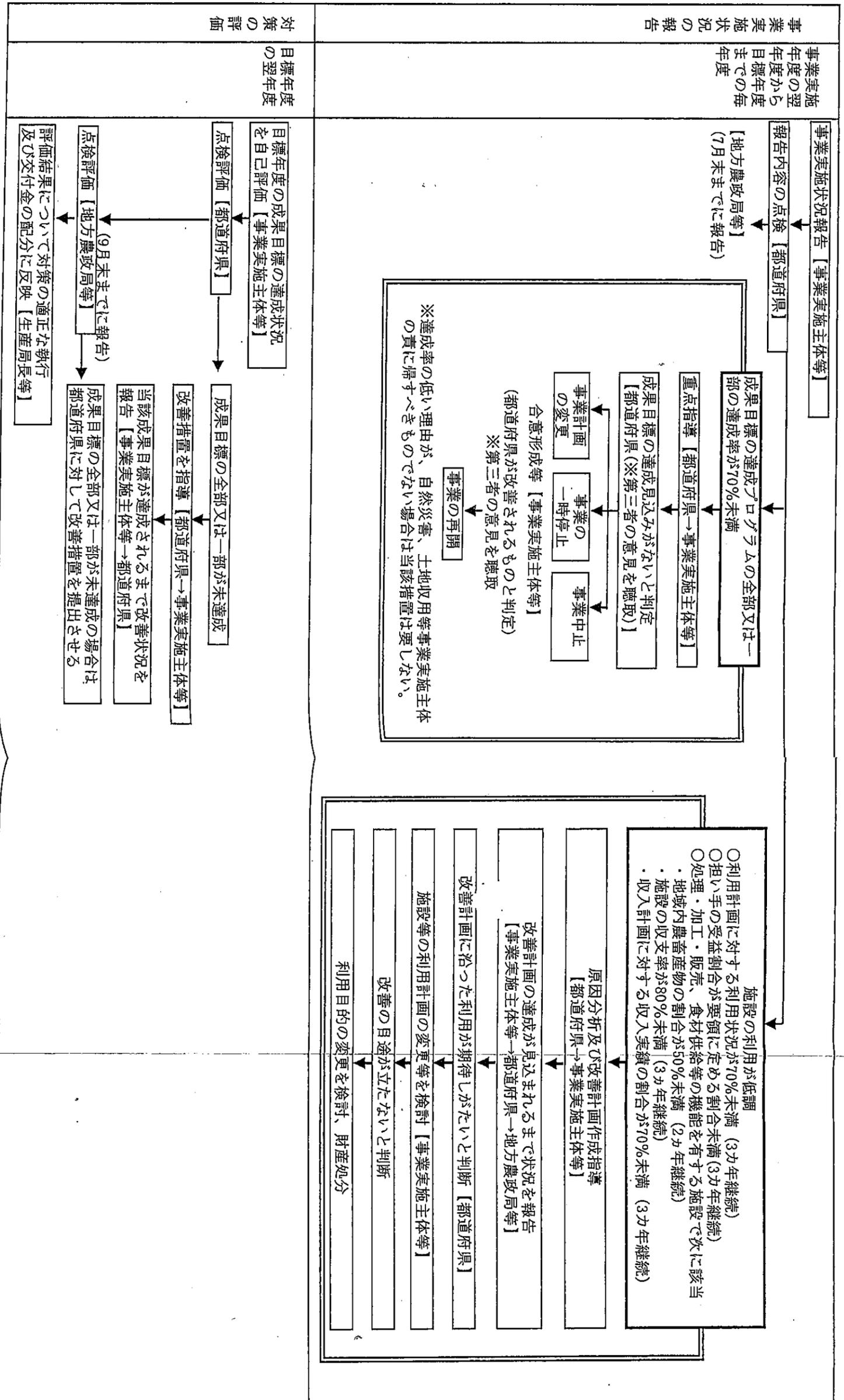
この要領は、平成21年2月13日から施行する。

(別紙)

秋田県農林水産部農業関係補助事業について

- 1 農林水産省経営局所管の補助事業（平成16年度までの事業）
  - (1) 経営構造対策事業
  - (2) アグリ・チャレンジャー支援事業
  - (3) 水田農業経営構造確立緊急対策事業
  
- 2 農林水産省所管の交付金事業（平成17年度からの事業）
  - (1) 強い農業づくり交付金事業
  - (2) 元気な地域づくり交付金
  - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

強い農業づくり交付金（経営力の強化を目的とする整備事業）の評価等



# 強い農業づくり交付金

～生産・経営から流通までの総合的な対策の推進～

事務手続きを大幅に軽減

地域の取組の自由度を拡大

## 強い農業づくりのための取組メニュー

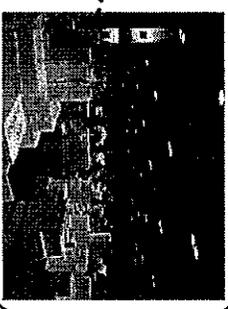
### 産地競争力の強化

需要に応じた生産の確保、生産性の向上、品質の向上等による高品質農産物の供給体制の確立を図るため、施設・機械等の整備を支援



### 食品流通の合理化

卸売市場における品質管理の高度化や再編・合理化を通じて安全で効率的な流通システムを確立



### 経営力の強化

認定農業者等の育成・確保、集落営農の組織化・法人化、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用集積、農地の効率的利用並びに若者・女性等の就農定着等を促進し、地域農業の構造改革を加速化



認定農業者等の育成・確保



集落営農の組織化・法人化

### 地域提案メニュー

目標の達成に必要な地域の創意・工夫を活かした取組メニューも対象

事後評価の重視

消費者・実需者ニーズに対応した強い農業づくり

# 強い農業づくりへの支援

## 強い農業づくり交付金（平成17年度～平成21年度）

### 1 趣旨

生産・経営から流通までの総合的な強い農業づくりを支援するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積の促進、食品流通の効率化・合理化など、**地域における川上から川下までの対策を総合的に推進**します。

### 2 地域の課題解決への取組

事業実施主体は、「強い農業づくり」に向け、当該地域が抱える

- ① 需要に応じた生産などによる**産地競争力の強化**
- ② 担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積の促進などによる**経営力の強化**
- ③ 安全・安心で効率的な流通システムの確立などによる**食品流通の合理化**

の課題解決に向けた方向性と成果目標を設定し、その達成のために取組メニューから必要なものを選択します。

また、目標達成に必要な場合には、地域独自の事業メニューを実施することも可能となっています。

### 3 事業実施主体

県、市町村、農業協同組合、農業生産法人、担い手育成総合支援協議会、農業者が組織する団体など

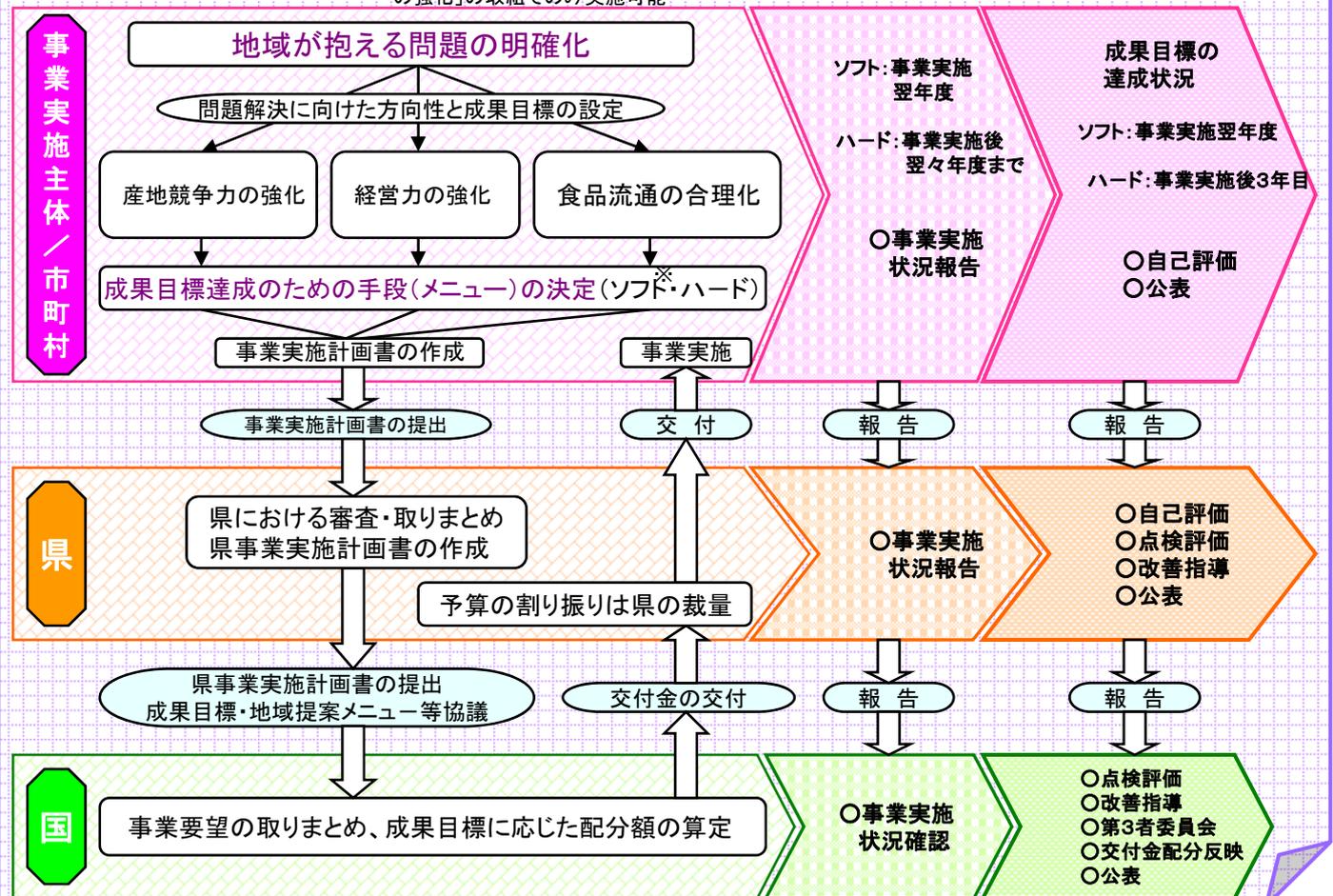
## 事業実施手続き

#### ■ 事業実施までの流れ

※ソフト事業については、「経営力の強化」の取組でのみ実施可能

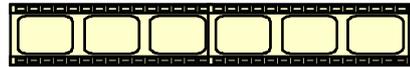
#### ■ 事業実施状況報告

#### ■ 事業評価





# 産地競争力の強化



産地の競争力の強化を図るため、①需要に応じた生産量の確保、②生産性の向上、③品質向上、④農畜産業の環境保全、⑤輸入急増農産物における国産シェアの奪回を具体的な政策目標とする取組を支援します。

## 取組のメニュー

### ● 整備事業

- 耕種作物小規模土地基盤整備
  - ・ほ場整備
  - ・園地改良
  - ・農道整備
  - ・優良品種系統等への改植・高接
  - ・暗きよ施工
  - ・土壌土層改良
- 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
  - ・水田飼料作物作付条件整備
  - ・飼料作物作付条件整備
  - ・放牧利用条件整備
- 飼料基盤条件整備
  - ・草地造成改良
  - ・草地整備改良
  - ・草地再生改良
  - ・野草地整備改良
  - ・放牧用林地整備
  - ・上記と一体的に行う施設の整備
  - ・土地利用円滑化

- 耕種作物共同利用施設整備
  - ・共同育苗施設
  - ・乾燥調製施設
  - ・穀類乾燥調製貯蔵施設
  - ・農産物処理加工施設
  - ・集出荷貯蔵施設
  - ・産地管理施設
  - ・用土等供給施設
  - ・農作物被害防止施設
  - ・農業廃棄物処理施設
  - ・生産技術高度化施設
  - ・種子種苗生産関連施設
  - ・有機物処理・利用施設
- 畜産物共同利用施設整備
  - ・畜産物処理加工施設
  - ・家畜市場
  - ・家畜飼養管理施設
  - ・畜産新規就農者研修施設
  - ・飼料作物関連施設
  - ・家畜改良増殖関連施設
  - ・離農跡地・後継者不在経営施設
- 共同利用機械整備
- 施設等整備附帯事業

## 事業実施主体

〔 取組メニューにより限定される場合もあります。 〕

### ● 整備事業

- ・都道府県
- ・市町村
- ・農業協同組合連合会
- ・農業協同組合
- ・公社
- ・土地改良区
- ・農事組合法人
- ・農事組合法人以外の農業生産法人
- ・特定農業団体
- ・その他農業者の組織する団体
- ・消費者団体及び市場関係者
- ・事業協同組合連合会及び事業協同組合
- ・森林組合及び生産森林組合
- ・食品事業者
- ・特認団体

## 取組事例

平成17年度 強い農業づくり交付金  
山形県 最上町 事業実施主体:新庄もがみ農業協同組合  
集出荷貯蔵施設 1棟397.98㎡ (アスパラガス)

### 【取組内容】

水田畑地化と園芸作物の導入推進のため重点作物として位置付け新たな産地形成を進めているアスパラガスについて、予冷・選果設備を有する集出荷貯蔵施設を整備することにより、調製作業等にかかる労働費や資材費を削減し、低コスト化を戦略とする産地強化計画の目標達成に向けて取り組む。



▲「集出荷貯蔵施設」  
「計量結束機による作業」の様子▼



平成17年度 強い農業づくり交付金  
岩手県  
事業実施主体:社団法人岩手県農業公社  
畑地転換20ha、細断型ロールベラー1台、  
飼料運搬車1台 (飼料)

### 【取組内容】

社団法人岩手県農業公社が事業実施主体となり、基盤整備と収穫・調製用機械の整備を行い、近年、作付が減少している飼料用トウモロコシの新たな生産体系の確立を図り、地域の粗飼料生産を支援している。



▲「細断型ロールベラー」

## 交付率

交付金の交付率は定額(事業費の1/2以内、1/3以内、生産局長等が別に定める率又は額以内)

## 採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

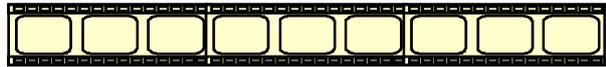
### ● 整備事業

- ・成果目標の基準を満たしていること。
- ・受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。
- ・生産局長等が別に定める面積要件などを満たしていること。
- ・当該施設などの整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。
- ・共同利用施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。

など



# 経営力の強化



経営力の強化を図るため、①担い手の育成・確保、②担い手への農地利用集積の促進、③新規就農者の育成・確保を具体的な政策目標とする取組みを支援します。

## 取組可能なメニュー

### ①担い手の育成・確保

- 推進事業
    - ・農業飛散防止技術の重点普及活動の実施
    - ・情報収集活動の実施
    - ・研修会などの開催
  - 整備事業
    - ・担い手の育成・確保など地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤などの整備
    - ・農業用機械の査定・処分
    - ・高生産性農業用機械の新規導入
    - ・小規模基盤整備・簡易な施設の整備
- 他

### ②担い手への農地利用集積の促進

- 推進事業
    - ・集落営農の組織化・法人化及び効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の利用集積の推進
    - ・遊休農地の解消及び発生防止等を図り、地域の農地の効率的な利用の確保
- 他

### ③新規就農者の育成・確保

- 推進事業
    - ・県農業大学校などにおいて、団塊世代や若者の就業促進のための研修教育課程のカリキュラム策定や、指導職員の配置などの実施
    - ・若者・女性など新規就農者からの相談に対応できる体制の整備、実技研修や各種研修会などの開催
  - 整備事業
    - ・県農業大学校などの研修教育施設、調査研究施設及び地域段階における実践的個別技術の研修施設の整備
- 他

## 取組事例

平成18年度 強い農業づくり交付金  
山形県 寒河江市 三泉地区  
事業実施主体:三泉ライスセンター組合  
乾燥調製貯蔵施設 1棟451.09㎡(米)

### 【取組内容】

水稻について、清流寒河江川ブランドの確立を目指しているが、米からさくらんぼ等への作付転換や農業者の高齢化が進んでおり、水田農業を支える担い手の育成が急務となっているため、水田農業の基幹施設となるミニライスセンターを整備することにより、春作業から秋作業までを受託できる体制を整え、農作業受託等により地域農業の担い手を育成していく。



▲「乾燥調製貯蔵施設」

平成18年度 強い農業づくり交付金  
山形県 酒田市 袖浦地区 事業実施主体:そでうらファーム  
大型コンバイン[6条98ps](米)

### 【取組内容】

従来から施設園芸が盛んな当地域において、水稻栽培の更なる効率化を図るためオペレーター型の集落営農組織を設立し、大型機械を導入することで作業効率を改善するとともに品目横断的経営安定対策へ加入することで経営の安定を図る。



▲「大型コンバイン」

## 事業実施主体

取組メニューにより限定される場合もあります。

### ●推進事業

- ・都道府県
  - ・市町村
  - ・農業会議
  - ・農業委員会
  - ・青年農業者等育成センター
  - ・特定非営利活動法人
- 他

### ●整備事業

- ・都道府県
- ・市町村
- ・農業協同組合
- ・農業協同組合連合会
- ・土地改良区
- ・農業委員会
- ・農業者などの組織する団体
- ・第3セクター

取組メニューにより限定される場合もあります。

- ・地域担い手育成総合支援協議会
  - ・青年農業者育成センター
  - ・特定非営利活動法人
- 他

## 交付率

交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内、1/3以内、生産局長等が別に定める率又は額以内）

## 採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

### ●推進事業

- ・事業実施による**成果目標を定めていること。**
- ・生産局長等が別に定める要件及び基準などを満たしていること。

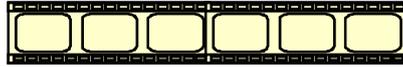
### ●整備事業

- ・**成果目標の基準を満たしていること。**
- ・生産局長等が別に定める要件を満たしていること。
- ・費用対効果分析により、妥当投資額を算定し、投資効率が1.0以上となっていること。

など



# 食品流通の合理化



食品流通の合理化を図るため、①安全・安心で効率的な市場流通システムの確立、②卸売市場の再編の促進を具体的な政策目標とする取組を支援します。

## 取組可能なメニュー

- 整備事業（卸売市場に係る以下の施設を整備）
  - 売場施設
  - 貯蔵・保管施設
  - 駐車施設
  - 構内舗装
  - 搬送施設
  - 衛生施設
  - 食肉関連施設
  - 情報処理施設
  - 市場管理センター
  - 防災施設
  - 加工処理高度化施設
  - 総合食品センター機能付加施設
  - 附帯施設
  - 上記の施設内容に準ずる施設
  - 共同集出荷施設

## 事業実施主体

- 整備事業
  - ・卸売市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体
  - ・中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者
  - ・中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者
  - ・PFI法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者
  - ・事業協同組合又は協同組合連合会
  - ・前記に掲げる者が主たる出資者又は出えん者になっている法人
  - ・地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者になっている法人であって、卸売市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者
  - ・特認団体

## 取組事例

平成16年度 中央卸売市場施設整備事業  
宮城県 仙台市中央卸売市場食肉市場 事業実施主体:仙台市  
加工処理高度化施設 1棟1,865.0㎡(食肉加工場)

### 【取組内容】

部分肉の処理においては、牛・豚完全分離型の加工処理システムを採用し、施設をウインドレス構造として温度・衛生管理の徹底をはかる等、安全・安心で効率的な食肉供給に努めている。



▲「加工処理高度化施設」

## 交付率

交付金の交付率は定額（4/10以内、生産局長等が別に定める率以内）

## 採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- 整備事業
    - ・ 成果目標の基準を満たしていること。
    - ・ 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。
    - ・ 当該施設整備のすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。
- （ただし、総事業費が5千万円以上のものに限られるほか、中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者を除く。）

### ○強い農業づくり交付金の相談窓口

県や国の機関においては、次の部署で担当しております。  
実施要綱など関係通知、詳しい内容は、ホームページをご覧になれるか、お気軽にご相談ください。

青森県 農林水産部 農林水産政策課  
TEL 017-734-9457(直通)

岩手県 農林水産部 農産園芸課  
TEL 019-629-5715(直通)

宮城県 農林水産部 農産園芸環境課  
TEL 022-211-2844(直通)

秋田県 農林水産部 水田総合利用課  
TEL 018-860-1788(直通)

山形県 農林水産部 農政企画課  
TEL 023-630-2425(直通)

福島県 農林水産部 生産流通領域園芸振興グループ  
TEL 024-521-7355(直通)

農林水産省 生産局 総務課 生産推進室(内線4717)  
TEL 03-3502-8111(代表)  
URL <http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/seisantaishaku/index.html>

東北農政局 生産経営流通部 農産課 担当:地域指導官(内線4089)  
TEL 022-263-1111(代表)  
URL <http://www.tohoku.maff.go.jp/sesan/setop.htm>



平成18年度事業実施状況一覧

強い農業づくり交付金

No	取組名	市町村名	事業主体名	施設概要等	事業費 (千円)	国庫交付金 額(千円)	計画利用 面積等	目標年度	H20実績	達成率	目標達成 状況(H20)	事業効果の発生状況等
1	産地競争力強化に向けた取り組み	美郷町	高野デントコーン生産組合	細断型ローラー1台	3,938	1,725	デントコーン 6ha	H20	デントコーン 6.5ha	108.0%	A	裁断型ローラーの導入により、デントコーン生産の作業効率が改善された。
2	産地競争力強化に向けた取り組み	仙北市	仙北市	草地整備改良8.1ha 他	20,012	10,000	草地 8.1ha	H20	草地 8.1ha	100.0%	A	草地整備改良を実施したことにより、旺盛な草生となり目標を達成できた。一方、放牧牛が減少していることから(目標175頭・実績147頭)、今後は放牧牛の確保に努める。
3	産地競争力強化に向けた取り組み	由利本荘市	上原粗飼料利用組合	ローラー1台 他	3,930	1,310	稲わら6.6ha 牧草 11.1ha	H20	稲わら 6.6ha 牧草 11.1ha	100.0%	A	稲わらについては、畜産経営から生じる堆肥の有効活用を図りながら、安定した稲わら収集を行い、牧草については、収穫機械の導入により、適期に効率的な作業を実施することができた。
4	産地競争力強化に向けた取り組み	湯沢市	雄勝酪農農業協同組合	フリーストール牛舎3棟 他	305,232	145,348	乳用牛 180頭	H20	乳用牛 180頭	100.0%	A	搾乳ロボット導入によって削減された労働時間を自給飼料の生産や飼育管理に活用することができ、安定した乳量を維持している。
5	水田農業経営構造確立緊急対策事業	北秋田市	農事組合法人田中ファーム	乾燥調製貯蔵施設 1棟	47,695	23,847	水稲・大豆 54ha	H20	水稲・大豆 60.9ha	112.7%	A	担い手への農地の利用集積が計画どおり進んだ。
6	水田農業経営構造確立緊急対策事業	横手市	おものがわ農業協同組合	乾燥調製貯蔵施設 1棟	272,462	129,744	水稲 110ha	H20	水稲 111.4ha	101.3%	A	担い手への農地の利用集積が計画どおり進んだ。
7	アグリ・チャレンジャー支援事業	横手市	横手市	産地形成促進施設 1棟	84,655	42,327	販売額 48百万円	H20	販売額 131百万円	272.9%	A	農産物の販売が計画以上に増加している。
											A	100%以上(目標達成)
											B	70~99%
											C	50~70%(改善指導対象)
											D	50%以下(改善指導対象)

# 平成19～20年度事業実施状況一覧

## 強い農業づくり交付金

No	取組名	実施年度	市町村名	事業主体名	施設概要等	事業費(千円)	国庫交付金額(千円)	計画利用面積等	目標年度	稼働率(H20)	主な地区目標	目標達成状況	事業効果の発生状況等	
1	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	小坂町	(有)ファームランド	肥育豚舎4棟、子豚豚舎2棟	1,253,700	578,000	母豚1600頭規模	H 2 1	A	労働時間	40%削減	A	新システム導入(オートソーティングシステム)により、同規模の肥育豚舎での配置人員を5人から3人に削減できた。また、農場の稼働に伴い、新規雇用も拡大した。
2	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	大仙市	大仙市	草地整備改良 3.96ha	48,644	24,083	草地 3.96ha	H 2 1	D	単収	3,800kg/10a	D	春の時点で播種を行ったが、天候の影響を受けて生育までには至らなかった。秋にあらかじめ一部に播種したものの、0.46haの実績にとどまった。
3	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	大仙市	協和WCS利用促進協議会	自走式マニユアスプレッタ	5,376	2,560	牧草 27.7ha WCS 12.4ha デントコーン 4.4ha	H 2 1	B	牧草 WCS デントコーン	27.7ha 12.4ha 4.4ha	B	堆肥散布機械の導入により堆肥散布面積の拡大と収穫量の増加が図られ、WCS作付面積も拡大した。
4	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	仙北市	町田地区飼料生産組合	細断型ロールペーラー	16,254	7,390	牧草 50ha	H 2 1	D	牧草	50ha	D	4haは転作飼料作物の作付地集積を図った。21年度に計画している草地の借入については調整中。
5	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	北秋田市	鷹巣町農協	分析診断施設	29,400	14,000	1,866ha	H 2 1	B	稲の品質分析の受益面積の実施割合	95.0%	B	自主検査体制の確立により集荷から販売までの期間短縮と効率化が図られた。
6	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	大仙市	秋田県	土壌改良0.4ha、土取り場整理一式	10,000	5,500	8.7ha	-	A	小規模公害防除の実施	-	A	客土工事の実施により、農地における重金属汚染が解消された。
7	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	秋田市	中野集団栽培組合	穀物遠赤外線乾燥機1台	1,995	997	1施設当たり 水稻 22ha	H 2 1	B	当該農業機械等利用に係る 燃油使用量 玄米1当たり削減率	19%	D	乾燥開始時の水分量が平年より多く、燃油使用量は増加したが、今後は目標達成に向けて乾燥前水分量が多ならないよう調整する。
8	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	秋田市	(農)アグリかなあし	穀物遠赤外線乾燥機1台	2,421	1,122	1施設当たり 水稻 17ha	H 2 1	B	当該農業機械等利用に係る 燃油使用量 玄米1当たり削減率	27%	D	乾燥開始時の水分量が平年より多く、燃油使用量は増加したが、今後は目標達成に向けて乾燥前水分量が多ならないよう調整する。
9	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	由利本荘市	蟹沢集団組合	穀物遠赤外線乾燥機3台	7,718	3,737	1施設当たり 水稻 20ha	H 2 1	B	当該農業機械等利用に係る 燃油使用量 玄米1当たり削減率	20%	D	乾燥開始時の水分量が平年より多く、燃油使用量は増加したが、今後は目標達成に向けて乾燥前水分量が多ならないよう調整する。
10	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	横手市	常野機械利用組合	穀物遠赤外線乾燥機1台等	2,508	1,174	1施設当たり 水稻 12ha	H 2 1	B	当該農業機械等利用に係る 燃油使用量 玄米1当たり削減率	12%	A	乾燥開始時の水分量を調整した結果、燃油使用量削減することができた。
11	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	横手市	向ライスセンター利用組合	穀物遠赤外線乾燥機2台等	4,606	2,230	1施設当たり 水稻 26ha	H 2 1	B	当該農業機械等利用に係る 燃油使用量 玄米1当たり削減率	13%	D	乾燥開始時の水分量が平年より多く、燃油使用量は増加したが、今後は目標達成に向けて乾燥前水分量が多ならないよう調整する。
12	産地競争力強化に向けた取り組み	H19	湯沢市	(農)雄勝グリーンサービス	穀物遠赤外線乾燥機3台	5,198	2,475	1施設当たり 水稻 36ha	H 2 1	B	当該農業機械等利用に係る 燃油使用量 玄米1当たり削減率	28%	D	乾燥開始時の水分量が平年より多く、燃油使用量は増加したが、今後は目標達成に向けて乾燥前水分量が多ならないよう調整する。
13	経営構造対策事業	H19	にかほ市 由利本荘市	秋田しんせい農協	カントリーエレベーター	532,164	245,000	284ha	H 2 3	A	認定農業者の育成	247名確保	A	集落営農組織等が育成された。
											担い手への農地の利用集積率	66%	A	集落営農などにより集積が進んでいる。
14	経営構造対策事業	H19	大仙市	農事組合法人	ミニライスセンター	94,450	44,976	40ha	H 2 3	A	認定農業者の育成	28名確保	A	農事組合法人が設立されたほか、認定農業者が増加した。
				かくまがわ							担い手への農地の利用集積率	64%	A	法人を含む認定農業者への農地の利用集積が進んでいる。
											A	100%以上(目標達成)		
											B	70～99%		
											C	50～70%(改善指導対象)		
											D	50%以下(改善指導対象)		

No	取組名	実施年度	市町村名	事業主体名	施設概要等	事業費(千円)	国庫交付金額(千円)	計画利用面積等	目標年度	稼働率(H20)	主な地区目標		目標達成状況	事業効果の発生状況等
15	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	鹿角市	JAかつの	桃用選果機	110,040	52,400	桃 91ha	H22	B	海外に向けた出荷量の増加率	233%	A	平成20年度は2.4tの輸出ができ、平成19年度の0.3tに比べて、8倍の伸びとなった。
16	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	大仙市	神岡ホールクロップ生産組合	ロールベアラー1台、梱包格納用機械1台	10,914	4,813	WCS 35ha	H22	A	飼料自給率の増加	99.6%	A	専用機械の追加導入により、生産体制の強化が図られ、計画面積に対し大幅な増となった。これにより飼料自給率が向上したとともに、耕畜連携体制の定着が図られてきている。
17	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	大仙市	上野口稲飼料生産組合	ロールベアラー1台、テッターレーキ1台	4,100	1,301	牧草 13ha	H22	B	単収の増加	2.8t	B	細断型ロールベアラー及びテッターレーキの導入により、作業効率が大幅に軽減された。計画通り事業効果が発生している。
18	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	横手市	田中飼料稲生産組合	ロールベアラー1台、自走式ラップマシーン2台、フロントローダー1基、ペールクラフト1基、トラクター用動力部品1式、自走式マニアスプレッダ1台	16,445	7,012	WCS 17ha	H22	A	受託農家戸数の増加	5戸	A	飼料収穫作業機械の導入により、収穫作業の効率化が図られた。また作付面積および受託農家戸数を拡大することができた。
19	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	横手市	横手西部WCS生産組合	コンバインベアラー1台、自走式ラップマシーン2台	12,285	5,133	WCS 30ha	H22	A	受託農家戸数の増加	5戸	A	飼料収穫作業機械の導入により、収穫作業の効率化が図られた。また作付面積および受託農家戸数を拡大することができた。
20	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	大館市	大館ファーム	鶏舎	853,894	406,613	飼養羽数 562,560羽	H22	-	飼料要求率の向上割合の増加	1.01%	-	完成予定時期がH21.3月である。来年度より本格的な稼働であり、飼料要求率の向上が図られる見込み。
21	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	大館市	大館ファーム	洗卵選別機械	258,152	42,541	鶏卵生産量 5,084トン	H22	-	受益農家の鶏卵生産量の増加率	120%	-	完成予定時期がH21.3月である。来年度より本格的な稼働であり、鶏卵生産量の増加が図られる見込み。
22	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	羽後町	(有)グリーンみなみ野	内張カーテン	1,995	950	サンチュ 22a	H22	-	燃油使用量の低減率	30%	-	導入時期がH21.1月であり、年間を通しての低減率は、算定できないが、1月の削減量は前年度比36%削減されている。
23	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	井川町	東部地区担い手集団	田植機1台	3,100	1,033	1施設当たり 水稻 14ha	H22	-	燃油使用量の低減率	33%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、燃油の節減が図られる見込み。
24	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	由利本荘市	石沢館集落営農組合	田植機1台	4,200	1,333	1施設当たり 水稻 20ha	H22	-	燃油使用量の低減率	31%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、燃油の節減が図られる見込み。
25	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	大仙市	門目協業生産組合	遠赤外線乾燥機2基	7,935	3,967	1施設当たり 水稻 13ha	H22	-	燃油使用量の低減率	22%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、燃油の節減が図られる見込み。
26	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	美郷町	(農)ニューファーム千畑	水稻直播機1台	2,993	1,425	1施設当たり 水稻 18ha	H22	-	燃油使用量の低減率	30%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、燃油の節減が図られる見込み。
27	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	美郷町	(農)スカイマックス千畑	遠赤外線乾燥機2基	4,830	2,300	1施設当たり 大豆 30ha	H22	-	燃油使用量の低減率	22%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、燃油の節減が図られる見込み。
28	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	湯沢市	相川ファーム㈱	田植機1台	2,352	746	1施設当たり 水稻 18ha	H22	-	燃油使用量の低減率	33%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、燃油の節減が図られる見込み。
29	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	湯沢市	相川ファーム㈱	遠赤外線乾燥機1基	1,995	950	1施設当たり 水稻 18ha	H22	-	燃油使用量の低減率	22%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、燃油の節減が図られる見込み。
30	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	湯沢市	(農)みつまた	田植機1台	3,565	1,131	1施設当たり 水稻 16ha	H22	-	燃油使用量の低減率	33%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、燃油の節減が図られる見込み。
31	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	羽後町	(農)みわ栄農A K I T A	水稻直播機1台	4,095	1,950	1施設当たり 水稻 43ha	H22	-	燃油使用量の低減率	12%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、燃油の節減が図られる見込み。
32	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	羽後町	(有)馬首農場	水稻直播機1台	4,095	1,950	1施設当たり 水稻 53ha	H22	-	燃油使用量の低減率	12%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、燃油の節減が図られる見込み。
33	産地競争力強化に向けた取り組み	H20	能代市 藤里町	あきた白神農協	カドミ分析装置1式	34,197	16,284	水稻 5,310ha	H22	-	タンパク値の低下 出荷数に占めるカドミウム含有米の発生比率の削減	0.3P 50%	-	導入時期がH21.1月以降であり、年度内竣工予定。来年度より本格的な稼働であり、品質の向上が図られる見込み。
										A			100%以上(目標達成)	
										B			70~99%	
										C			50~70%(改善指導対象)	
										D			50%以下(改善指導対象)	

## 経営構造対策（強い農業づくり交付金）の概要

### 1 目的

効率的かつ安定的な農業経営が、地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造を確立することを目的とする。

### 2 事業概要

地域農業の担い手となるべき農業経営（認定農業者等）の育成・確保、及び担い手への農地の利用集積等、地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備等を図る。

平成16年度までは単独対策であったが、H17年度からは「強い農業づくり交付金」に統合されている。

H20年度からの新規採択については、担い手育成緊急地域等が対象となっている。

### 3 成果目標の設定

次のいずれかの基準を満たしていること

- (1) 認定農業者の育成・・・認定農業者数が計画時に比べ、50%以上増加又は過去5年間の増加率以上
- (2) 担い手への農地集積・・・60%以上または現状より10ポイント以上増加  
このほか、連担化率や地区選択目標を自由に設定できる。

### 4 補助対象

農業経営体の育成に直結する以下の施設等の整備に要する経費

生産施設、加工施設、流通販売施設、土地基盤整備等

経営構造対策事業（ハード）3年間の事業実施で、原則として複数の施設等を組合せ

3 補助率 1/2、4/10、1/3以内

4 事業主体 市町村、農協、農業者の組織する団体等

5 事業実施期間 平成12年度～21年度まで（H17～21年度は交付金制度）

### 6 国予算の概算決定額（H21年度）

強い農業づくり交付金 244億円の内数

平成18～20年度整備事業実施状況一覧(強い農業づくり交付金「経営力の強化対策」)

事業名	実施年度	市町村名	地区名	事業主体名	施設概要等	事業費(千円)	国庫交付金額(千円)	計画面積等	目標年度	H20稼働状況等	成果目標等		目標達成状況	事業効果の状況等
											農地利用集積率	雇用目標等		
水田農業経営構造確立緊急対策事業	18	北秋田市	田中	農事組合法人田中ファーム	ミニライスセンター 1棟 400㎡	47,695	23,847	54ha	H20	112.8%	農地利用集積率	98.4%	A	担い手への農地の利用集積が計画どおり進んだ。
	18	横手市	雄物川	おものがわ農協	ライスセンター 1棟 701㎡	272,462	129,744	110ha	H20	111.4%	農地利用集積率	61.8%	A	担い手への農地の利用集積が計画どおり進んだ。
アグリ・チャレンジャー支援事業	18	横手市	十文字	横手市	産地形成促進施設 1棟 289.8㎡	84,655	42,327	販売額 48百万円	H20	388.7%	雇用の拡大	2名	A	雇用が確保される。
											所得水準到達者	2名	A	農家の所得の向上が図られる。
経営構造対策	19	にかほ市 由利本荘市	にかほ市・ 由利本荘市西目	秋田しんせい農業 協同組合	乾燥調製貯蔵施設 1棟521㎡	532,163	245,000	処理量 2,000t	H23	92.0%	認定農業者	247名	A	担い手の確保が計画どおり進んでいる。
											利用集積率	66%	A	担い手への農地の利用集積が計画どおり進んでいる。
	19	大仙市	かくまがわ	農事組合法人 かくまがわ	乾燥調製施設 1棟388.9㎡	94,449	44,976	処理量 234t	H23	113.6%	認定農業者	28	A	担い手の確保が計画どおり進んでいる。
											利用集積率	63.8%	A	担い手への農地の利用集積が計画どおり進んでいる。
											A	100%以上(目標達成)		
											B	70～99%		
											C	50～70%(改善指導対象)		
											D	50%以下(改善指導対象)		

# アグリ・チャレンジャー支援事業の概要

## 1 趣 旨

アグリビジネスは、地域の創意・工夫による無限の可能性を有し、農業構造の改革を図るために欠くことのできないものの一つとなっている反面、新分野への挑戦に伴う新商品・新技術開発、施設整備、新たな流通経路の開拓及び資金調達等の大きなリスクを伴う。このため、アグリビジネスにチャレンジする者（希望を掲げて未来の農業を創造していく者）をソフト面・ハード面双方から積極的かつ緊急に支援する。

## 2 事業内容

アグリビジネスにチャレンジする上で必要となる土地基盤整備、生産・加工・流通施設、都市農村交流施設等に対して助成する。

### 【目標（3年度目）】

次の項目に定める数値目標の基準をすべて満たす数値目標及び達成のためのプログラムを設定。

農畜産物の高付加価値化 …… 販売単価の増加率平均が25%以上

売上額の増加 …… 年間の売上額が、おおむね3千万円以上または30%以上の増加

雇用の拡大 …… 雇用者が3人以上又は延べ700人・日以上増加

なお、上記 ~ の一部に代えて、担い手育成に直結する地域提案目標（知事特認目標）を設定することも可能。

## 3 事業主体

農業者等の組織する団体、市町村、農業協同組合等

## 4 補助率

国 1/2、4/10、1/3以内

## 5 事業実施期間

平成14年度～平成18年度

平成17～18年度は 国の補助金改革に伴い本事業は、強い農業づくり交付金に統合され「経営力の強化対策」の1対策である「アグリ・チャレンジャー支援」となった。

平成18年度強い農業づくり交付金（アグリチャレンジャー支援関係）の実施状況について

横手市 安新鮮果

(1) 施設等の整備状況

事業実施主体 横手市  
 管理運営主体 安新鮮果  
 整備施設 産地形成促進施設（地域食材供給施設）  
 1棟 1,549.1㎡のうち289.83㎡  
 事業費等 84,655千円（うち交付金 42,327千円）



(2) 成果目標の達成状況

取組名	成果目標	目標値		成果目標の達成プログラム		
		計画時（H17）	目標年（H20）	1年度目（H18）	2年度目（H19）	3年度目（H20：目標年）
認定農業者等 担い手の育成 の推進	所得の向上 （人）	0	2	0 0	0 2	2 2 100.0%
	農畜産物等の売上額 （千円）	20,040	48,652	20,040 29,046	43,043 98,602 341.5%	48,652 131,262 388.7%
	雇用の拡大 （人）	0.7	3.2	3.2 0.7	3.2 4.2 140.0%	3.2 3.3 104.0%
	（参考）施設運営に係る収支状況					
			収入（千円）		100,055	132,941
			支出（千円）		99,735	132,687
			収支率（%）		100.3	100.1

上段：計画 中段：実績 下段：達成率

# 水田農業経営構造確立緊急対策事業の概要

## 1 趣 旨

米政策改革を促進し、望ましい生産構造を実現するためには、立ち遅れている水田農業に係る農地の利用集積を加速する必要がある。このため、担い手への農地集積に関する高い目標を立て、実行しようとする地域が目標を実現するために必要な機械・施設整備等に対して支援する。

## 2 事業内容

### (1) 対象地区

#### 必須要件

ア 整備済み水田が50ヘクタール以上集团的に存在する地区

イ 農地流動化地域総合推進事業、農地保有合理化担い手育成地域推進事業、農業構造転換地域連携事業等の農地流動化施策の実施地区

ウ 目標年度（事業実施から3年後）までに水田の60%以上を担い手（認定農業者、特定農業団体等）に利用集積する地区

#### 採択要件

目標年度までの担い手への集積面積(ha)と集積率増加分(%)を乗じたポイント（集積目標ポイント）の高い地区から順に採択

#### 事後評価

目標年度において集積目標ポイントが実現できない場合には所定の措置

### (2) 補助事業の内容

水田経営用農業機械・施設（リースを含む）、水田経営転換農業機械・施設（リースを含む）、土地基盤整備、産地形成促進施設、施設整備附帯事業等

## 3 事業主体

市町村、農協、認定農業者等が組織する団体、特定農業団体等

4 補助率 国 1/2、1/3以内

5 事業実施期間 平成14年度～平成18年度

平成17年度からは 国の補助金改革に伴い本事業は、強い農業づくり交付金に統合され「経営力の強化対策」の1対策である「水田農業経営構造確立緊急対策」となった。

平成18年度強い農業づくり交付金（水田農業経営構造確立緊急対策）の実施状況について

農事組合法人田中ファーム ミニライスセンター

(1) 施設等の整備状況

事業実施主体 農事組合法人田中ファーム  
 地区名等 北秋田市(旧鷹巣町) 田中地区  
 整備施設 乾燥調製貯蔵施設 1棟 400㎡  
 対象作物 水稻(198t)、大豆(36t)  
 事業費等 47,695千円(うち交付金 23,847千円)



(2) 成果目標の達成状況

取組名	成果目標	目標値		成果目標の達成プログラム		
		計画時(H17)	目標年(H20)	1年度目(H18)	2年度目(H19)	3年度目(H20:目標年)
農地利用集積の推進	担い手への農地の利用集積率の向上	35.7%	98.4%	83.5% (57.1ha)	83.5% (57.1ha)	98.4% (67.4ha)
		(24.4ha)	(67.4ha)	82.6% (56.6ha)	92.7% (63.5ha)	98.4% (67.4ha)
				98.1%	119.2%	100.0%

上段：計画 中段：実績 下段：達成率

# JAおものがわ ライスセンター

## (1) 施設等の整備状況

事業実施主体 おものがわ農業協同組合  
 施設管理主体 農事組合法人館合ファーム  
 地区名等 横手市(旧雄物川町) 館合地区  
 整備施設 乾燥調製貯蔵施設 1棟 701m<sup>2</sup>  
 対象作物 水稻(784t)  
 事業費等 272,462千円(うち交付金129,744千円)



## (2) 成果目標の達成状況

取組名	成果目標	目標値		成果目標の達成プログラム		
		計画時(H17)	目標年(H20)	1年度目(H18)	2年度目(H19)	3年度目(H20:目標年)
農地利用集積の推進	担い手への農地の利用集積率の向上	21.9%	61.8%	53.7% (212ha)	56.2% (222ha)	61.8% (244ha)
		(86.5ha)	(244ha)	53.7% (212ha)	67.5% (267ha)	67.5% (267ha)
				100.0%	132.9%	109.2%
	うち連担化率(任意設定)	0.0%	39.9%	38.2%	38.9%	39.9%
				71.1%	87.0%	87.0%
				186%	223%	218%

上段：計画 中段：実績 下段：達成率

## 事業実施に関する基本的方針及び交付金の配分方針について

### 1 事業実施に関する基本的方針

国民の食料自給率に対する関心が高まる中、本県の自給率は全国第2位の高い水準にあるが、その大半が米の生産力によるもので、米以外の自給率は依然として低位な状況にあり、大区画化が進む水田を高度に活用するため、飼料用米やWCSなどの作付けを促進し、自給力向上に向けた取組を推進する必要がある。

また、国の「食料・農業・農村基本計画」に示されているように、地域農業の担い手となるべき農業経営体の育成・確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立や多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進を図る必要がある。

こうした課題に対処するため、本対策では、大豆などの土地利用型作物をはじめ、野菜、果樹、花き、畜産、飼料用米等の生産拡大を図るとともに、農畜産物の高付加価値化・流通の合理化を推進するほか、最近の農業をとりまく情勢を反映した低コスト化・環境への配慮を意識した取り組みなどについて総合的に支援するものである。

### 2 交付金の配分方針

#### (1)趣旨

交付金の市町村への配分については、国が定める一定の基準内で、県へその裁量権が委ねられているところであるが、交付金制度の公平かつ効果的な運用を図るため、次のとおり交付金の配分方針を定めるものとする。

#### (2)配分方針

1) 国における各事業の評価ポイントに配慮しつつ、「担い手の育成」、「農地の利用集積」等に、より高い効果が期待される事業について優先的に配分する。

なお、交付金の配分の対象とする事業は、原則として国から県への配分にあたって算定の対象とされた事業とする。

2) 事業効果を高めるとともに、交付金の効率的な運用を図るため、各事業実施主体には事業内容を精査して可能な限り対象事業費の縮減を求めるものとする。

別表 2

政策目的	取組の分類	取組名	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	<p>産地競争力の強化に向けた総合的推進</p> <p>同じ取組名の中から成果目標を1つ又は2つ選択。ただし、複数の作物等に関連する施設・機械等の整備を行う場合は、主要な2つの作物の成果目標を1つずつ選択。</p>	<p>【土地利用型作物(稲)】(新規需要米を除く)</p> <p>【土地利用型作物(新規需要米)】</p> <p>【土地利用型作物(麦)】</p> <p>【土地利用型作物(大豆)】</p>	生産性向上	<p>【土地利用型作物(稲)】(コストの削減に関する目標)</p> <p>・10a当たり物財費を3%以上削減</p> <p>達成すべき成果目標を2つ掲げる場合、この目標を選択した場合は、土地利用型作物(新規需要米)の「コストの削減に関する目標」を選択しないものとする。</p>	<p>ポイント</p> <p>・10a当たり物財費の削減について</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合(平成15年の農業産出額に対する平成18年の農業産出額の増加割合又は平成16年から平成18年までの農業産出額の増加割合の平均値のいずれか高い値をいう。以下同じ。)について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>

生産性向上

【土地利用型作物(稲)】(労働時間の削減に関する目標)

・10a当たり労働時間を10%以上削減

達成すべき成果目標を2つ掲げる場合、この目標を選択した場合は、土地利用型作物(新規需要米)の「労働時間の削減に関する目標」を選択しないものとする。

・10a当たり労働時間の削減について

- 26%以上・・・9ポイント
- 22%以上・・・7ポイント
- 18%以上・・・5ポイント
- 14%以上・・・3ポイント
- 10%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算  
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

・現状の稲、麦、大豆それぞれの10a当たりについて

- 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る・・・3ポイント
- 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・2ポイント
- 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・1ポイント

農業新技術2007(平成19年4月9日決定)における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・不耕起汎用播種機の導入

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権(育成者権、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標権を除く。以下同じ。))をいう。以下同じ。)を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合(事業実施主体又はその構成員が構成員となっている農業協同組合、事業協同組合、農業協同組合連合会若しくは事業実施主体の構成員が構成員となっている農業協同組合が構成員となっている事業協同組合、事業協同組合連合会又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ)が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が「農林水産物・食品地域ブランド支援事業実施要綱」(平成20年4月1日付け19生産9549号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業(以下「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」という。)を実施する場合(当該事業に関連する産品について取組を進める場合に限る。以下同じ)・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算  
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  
・・・1ポイント

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
経営力の強化	認定農業者等担い手育成の推進	担い手の育成・確保	【経営構造対策】 以下に掲げる1又は2（担い手育成緊急地域の場合は3又は4）の基準を満たしていること	達成すべき成果目標の基準の欄の1及び2（担い手育成緊急地域の場合は3及び4）のそれぞれのポイントの合計 地区選択目標ポイント 地域が自主的に食料・農業・農村基本計画に即した地区選択目標を設定している場合には、1項目につき3ポイントを加算（加算の上限は6ポイントまで）
			1 認定農業者の育成 認定農業者数が現在に比べ50%以上増加又は当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上	・認定農業者数の増加率について 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 50%以上75%未満・・・・・・・・・・6ポイント 25%以上50%未満・・・・・・・・・・4ポイント 25%未満又は皆増・・・・・・・・・・2ポイント  上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算 a 主業農家数に占める目標時の認定農業者数の割合が、現状における当該都道府県の主業農家数に占める認定農業者数の割合以上となる場合 b 計画時から目標年度までの間の認定農業者数の増加率が当該市町村における過去5カ年間の増加率以上の場合(皆増の場合も含む。)
			2 担い手への農地の利用集積 担い手農地利用集積率が60%以上に達する又は現状より10ポイント以上増加	・担い手農地利用集積率の増加について 15ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 10ポイント以上15ポイント未満・・・・・・・・6ポイント 5ポイント以上10ポイント未満・・・・・・・・4ポイント 5ポイント未満・・・・・・・・・・2ポイント  上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算 a 目標とする担い手農地利用集積率が当該都道府県の担い手農地

	<p>利用集積率の現状値を上回る場合</p> <p>b 担い手農地利用集積率の目標値が60%以上の場合</p> <p>c 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね2ha(中山間地域等にあつては、おおむね1ha)以上の連担地の形成がなされた面積の割合が5ポイント以上増加する目標を設定する場合</p>
(担い手育成緊急地域の場合)	
<p>3 認定農業者等の育成</p> <p>認定農業者数が現在に比べ1名以上増加、農業生産法人を1組織以上設立又は20ha(中山間地域等にあつては、10ha)以上の農業経営の規模を有する特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者等の増加について</li> <li>認定農業者数が4名以上増加・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>農業生産法人を1法人以上設立・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立・・・・・・・・・・ 8ポイント</li> <li>認定農業者数が3名増加・・・・・・・・・・ 6ポイント</li> <li>認定農業者数が2名増加・・・・・・・・・・ 4ポイント</li> <li>認定農業者数が1名増加・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> </ul> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標年度までに農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する計画を有する認定農業者数が1名以上増加する場合</li> <li>・ 目標年度までに法人化する計画を有する特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を設立する場合</li> </ul> <p>(注) 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織については、20ha(中山間地域等にあつては、10ha)以上の農業経営の規模を有するものに限る。</p>
4 担い手への農地の利用集積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手農地利用集積率の増加について</li> </ul>

	<p>担い手農地利用集積率が30%以上に達する又は現状より5ポイント以上増加</p>	<p>7.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  5ポイント以上7.5ポイント未満・・・・・・・・ 6ポイント  2.5ポイント以上5ポイント未満・・・・・・・・ 4ポイント  2.5ポイント未満・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の(1)、(2)、(3)のいずれかにより、それぞれのポイントを加算</p> <p>(1)担い手農地利用集積率の目標値が  30%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  25%以上30%未満・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>(2)担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね1ha(中山間地域等にあつては、おおむね0.5ha)以上の連担地の形成がなされた面積の割合が2.5ポイント以上増加する目標を設定する場合  ・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>(3) 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね1ha(中山間地域等にあつては、おおむね0.5ha)以上の連担地の増加目標面積が、  2ha以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  1ha以上2ha未満・・・・・・・・ 2ポイント</p>
	<p>【集落営農育成・確保緊急整備支援】  以下に掲げる1から3のいずれかの基準を満たしていること</p>	<p>達成すべき成果目標基準の欄の1から3のポイントの合計</p>
	<p>1 集落営農の組織化  集落営農組織を1組織以上設立、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立、特定農業法人を1法人以上設立</p>	<p>・ 集落営農の組織化について  集落営農組織を1組織以上設立する場合、4ポイント加算</p> <p>上記のポイントに加え、次の及びによりポイントを加算。</p> <p>集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4ポイントを加算  特定農業団体  特定農業団体と同様の要件を満たす組織</p>

				<p>特定農業法人</p> <p>集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね20ha(中山間地域等)にあっては、おおむね10ha)以上である場合には、4ポイント加算</p>
		<p>2 水田・畑作経営所得安定対策への加入</p> <p>集落営農組織が水田・畑作経営所得安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指すこと</p>	<p>・ 集落営農組織が水田・畑作経営所得安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指す場合、8ポイント加算</p> <p>既存の組織が該当する場合には、上記のポイントに加え、次の及びによりポイントを加算。</p> <p>集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4ポイントを加算</p> <p>特定農業団体 特定農業団体と同様の要件を満たす組織 特定農業法人</p> <p>集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね20ha(中山間地域等)にあっては、おおむね10ha)以上である場合には、4ポイント加算</p>	<p>・ 集落営農組織が水田・畑作経営所得安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指す場合、8ポイント加算</p> <p>既存の組織が該当する場合には、上記のポイントに加え、次の及びによりポイントを加算。</p> <p>集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4ポイントを加算</p> <p>特定農業団体 特定農業団体と同様の要件を満たす組織 特定農業法人</p> <p>集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね20ha(中山間地域等)にあっては、おおむね10ha)以上である場合には、4ポイント加算</p>
		<p>3 集落営農組織への農用地の利用集積</p> <p>集落営農組織における農用地利用集積率の目標値50%以上で現状より10ポイント以上増加</p>	<p>・ 集落営農組織への農用地の利用集積について、次の又はのいずれかとする。</p> <p>集落営農組織への農用地利用集積率の増加について</p> <p>40ポイント以上の場合・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上40ポイント未満の場合・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上15ポイント未満の場合・・・・・・・・4ポイント 10ポイント未満の場合・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかに該当する場合には、2ポイントを加算</p> <p>・ 集落営農組織への農用地利用集積率が現状30%以上である場合 ・ おおむね1ha(中山間地域等)にあっては、おおむね0.5ha)以上の新たな連担地の形成を図る場合</p>	<p>・ 集落営農組織への農用地の利用集積について、次の又はのいずれかとする。</p> <p>集落営農組織への農用地利用集積率の増加について</p> <p>40ポイント以上の場合・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上40ポイント未満の場合・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上15ポイント未満の場合・・・・・・・・4ポイント 10ポイント未満の場合・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかに該当する場合には、2ポイントを加算</p> <p>・ 集落営農組織への農用地利用集積率が現状30%以上である場合 ・ おおむね1ha(中山間地域等)にあっては、おおむね0.5ha)以上の新たな連担地の形成を図る場合</p>

			<p>集落営農組織の農用地利用集積率の目標について</p> <p>80%以上の場合・・・8ポイント</p> <p>70%以上80%未満の場合・・・6ポイント</p> <p>60%以上70%未満の場合・・・4ポイント</p> <p>50%以上60%未満の場合・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、農用地利用集積率が10ポイント以上の増加する場合、2ポイントを加算</p>
新規就農の促進等担い手育成の推進	新規就農者の育成・確保	【農業研修教育・農業総合支援センター施設整備】	達成すべき成果目標の基準の欄の1、2、3のうち1つ又は2つを選択し、それぞれのポイントを加えた合計
		1 新規学卒就農者率の向上 卒業生に占める新規就農者の割合が現状より増加すること	<p>・卒業生に占める新規就農者の割合の増加について</p> <p>6ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>4ポイント以上6ポイント未満・・・6ポイント</p> <p>2ポイント以上4ポイント未満・・・4ポイント</p> <p>2ポイント未満・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 現状の卒業生に占める新規就農者の割合が、全国平均より大きい場合</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算。 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置 有機農業の授業を導入 輸出促進関連授業の導入 当該施設の導入により重点課題における普及指導課題の30%以上が解決されること</p>

		目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上
	<p>2 新規就農者等の育成 当該地域において新規就農者が育成されること</p>	<p>・当該地域において育成された新規就農者数について  9名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント  6名～8名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント  3名～5名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント  3名未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算  目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上の場合</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算。  農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合  就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置  有機農業の授業を導入  2以上の研修コースを設置</p>
	<p>3 農業者のスキルアップ 当該地域における農業者のうち研修受講者数が現状より増加すること</p>	<p>・研修受講者の増加数について  80名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント  40名～79名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント  10名～39名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント  10名未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算  目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が40%以上の場合</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算。  農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に</p>

				関する方針」に記載されている場合 有機農業の授業を導入 輸出促進関連授業の導入 2以上の研修コースを設置
--	--	--	--	---

# 平成21年度事業実施計画一覧

## 強い農業づくり交付金

No	取組名等	実施年度	市町村名	事業主体名	施設概要等	事業費(千円)	国庫交付金額(千円)	計画利用面積等	目標年度	その他目標等		期待される主な効果
1	産地競争力強化に向けた取組み	H21	鹿角市	榊まんまランド	食肉加工直売施設	100,000	50,000	原料肉使用量 41t	H23	畜産加工品の出荷額の増加割合	皆増	当該地区において飼養される豚について、加工することにより、地産地消が図られる
2	産地競争力強化に向けた取組み	H21	大館市	八木橋地区集落営農組合	田植機(1台)	4,110	1,304	水稻 45ha	H23	燃油使用量の削減率	36%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
3	産地競争力強化に向けた取組み	H21	秋田市	(農)姫雪白ファーム	遠赤外線乾燥機(1基)	2,202	1,048	水稻 14ha	H23	燃油使用量の削減率	26%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
4	産地競争力強化に向けた取組み	H21	秋田市	中野集団栽培組合	遠赤外線乾燥機(1基)	2,050	976	水稻 22ha	H23	燃油使用量の削減率	27%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
5	産地競争力強化に向けた取組み	H21	秋田市	四ツ小屋(任意組合設立予定)	田植機(1台)	3,528	1,120	水稻 13ha	H23	燃油使用量の削減率	27%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
6	産地競争力強化に向けた取組み	H21	秋田市	(農)種沢ファーム	田植機(1台)	3,023	959	水稻 15ha	H23	燃油使用量の削減率	29%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
7	産地競争力強化に向けた取組み	H21	潟上市	仁山集落営農組合	遠赤外線乾燥機(2基)	3,990	1,995	水稻 25ha	H23	燃油使用量の削減率	22%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
8	産地競争力強化に向けた取組み	H21	由利本荘市	子吉第2粒乾燥調製施設利用組合	遠赤外線乾燥機(4基)	9,460	4,730	水稻 24ha	H23	燃油使用量の削減率	22%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
9	産地競争力強化に向けた取組み	H21	由利本荘市	ドリームカントリーファーム	田植機(1台)	3,590	1,196	水稻 16ha	H23	燃油使用量の削減率	33%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
10	産地競争力強化に向けた取組み	H21	大仙市	中仙地域WCS利用促進協議会	ロールベラー(1台)	8,500	4,047	WCS 60ha	H23	飼料収穫・収集面積の増加 飼料自給率の増加	13.76ha 29.6%	作業効率の改善を図ることにより、自給飼料の増産が期待される。
11	産地競争力強化に向けた取組み	H21	大仙市	大仙市	草地整備改良(6.8ha)	11,784	5,611	草地 6.8ha	H23	1日平均利用頭数の増加 飼料自給率の増加	28% 101%	草地の更新により、放牧受入の強化が期待される。
12	産地競争力強化に向けた取組み	H21	大仙市	花館営農組合	遠赤外線乾燥機(1基)	2,172	1,034	水稻 40ha	H23	燃油使用量の削減率	22%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
13	産地競争力強化に向けた取組み	H21	大仙市	新谷地ライスセンター利用組合	田植機(2台)	7,500	2,380	水稻 37ha	H23	燃油使用量の削減率	48%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
14	産地競争力強化に向けた取組み	H21	大仙市	(有)井上農産	遠赤外線乾燥機(1基)	2,646	1,260	水稻 10ha	H23	燃油使用量の削減率	22%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
15	産地競争力強化に向けた取組み	H21	大仙市	大浦田田植機共同利用組合	田植機(1台)	4,725	1,500	水稻 11ha	H23	燃油使用量の削減率	32%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
16	産地競争力強化に向けた取組み	H21	大仙市	(農)アグリサービス中仙	遠赤外線乾燥機(2基)	5,136	2,445	水稻 51ha	H23	燃油使用量の削減率	22%	燃料効率の良い機械の導入により農業所得の安定化が図られる。
17	産地競争力強化に向けた取組み	H21	横手市	秋田ふるさと農業協同組合	カドミウム分析機等1式	71,263	33,935	水稻 8,324ha	H23	重金属等の有害物質の低減取組面積の増加	116ha	重金属等の有害物質の低減が期待される。
18	経営力の強化に向けた取組	H21	横手市	(農)アグリ白藤	集出荷施設・乾燥調製施設、田植機・トラクター・コンバイン・乾燥機(各1台)	40,720	19,390	水稻 27ha	H23	農用地の利用集積面積	27ha	法人の経営安定が図られ、新規雇用が期待される。
19	産地競争力強化に向けた取組み	H21	横手市	横手北部WCS生産組合	ラッピングマシーン(1台)、ロールベラー(1台)	12,400	5,043	WCS 36ha	H23	受託農家戸数	7戸	作業効率の改善を図ることにより、自給飼料の増産が期待される。
20	産地競争力強化に向けた取組み	H21	横手市	横手西部WCS生産組合	ラッピングマシーン(1台)、ペールクラブ(1台)	4,053	1,259	WCS 60ha	H23	受託農家戸数	7戸	作業効率の改善を図ることにより、自給飼料の増産が期待される。